

# カタールにおける事業展開について

2012年8月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Fernhills LLP Dubaiに作成委託し、2012年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Fernhills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Fernhills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-600  
東京都港区赤坂1-12-32  
Tel: 03-3582-5017

**JETRO**

本報告書作成委託先：  
Herbert Smith Fernhills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre  
Gate Village 7, Level 4  
P.O. Box 506631  
Dubai, UAE  
Tel: +971-4-428-6300  
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT  
SMITH  
FREEHILLS**

## カタールにおける事業展開について

2022年のワールドカップ開催が決まったカタール国は、経済とインフラの両面において著しい成長を遂げており、多くの海外投資家がこの国への対内投資に関心を示している。本稿は、カタールにおける事業展開においてポイントとなる事実に焦点を当てた、全2回にわたるシリーズの前編にあたる。

### 事業体の種類

会社法(2002年法第5号)は、カタールにおいて適法に設立することができる事業体の種類について定めている。このうち、外国投資家によって設立されることの多い事業体は、以下のとおり。

- 有限責任会社(LLC:Limited Liability Company)
- 合弁事業会社(別称「第68条会社」)
- 支店または駐在員事務所

### 有限責任会社(LLC)

LLCは組合に準ずる会社形態であり、比較的少数の株主により保有されることを前提に設計されている。LLCには2人以上の株主が必要であるが、株主数は最大でも50人とされている。もっとも、実際には、株式を自由に譲渡することができず、譲渡のプロセスも長期に及ぶため、通常は2人から3人の株主により保有される。LLCの株式は、公募のために公開することができない。また、LLCの株主の責任は、株式資本の額に限定される。

LLCの最低資本金は「会社の目的を実現するに十分な額」でなければならないが、必ず20万カタール・リヤル以上をそれぞれ10カタール・リヤル以上の均一の割合の単位としての株式に分割した形をとらなければならない。株式資本は、設立時ににおいて全額払い込まれている必要がある。

外国投資法(Foreign Investment Law)によれば、株式資本の51%以上はカタール国籍の個人または完全にカタール資本によって所有されている会社によって保有されていなければならないが、一定の例外もある(詳しくは、後述の「外国投資規制」と題されたセクションを参照)。

会社法の規定によれば、損益は株主間で平等に分配されなければならないものの、株主が会社の基本定款に基づいてその他の方法によって損益を分配することも認められている。もっとも、会社の定款によってしても、株主からすべての利益を奪い、また

はすべての負債を免除することは認められないため、配当が可能な場合には、どの株主も常に何らかの配当を受けられるようにしなければならない。

会社法では、準備金が会社の株式資本の 50%に達するまで、LLC の年間利益の 10%を資本準備金として積み立てることが義務付けられている。株主は、株主総会の決議によって、準備金を会社の損失補填または新株の発行に充てることができる。

会社の日常的な経営に関する権限は、業務執行者(manager)に与えられる。業務執行者は通常、カタールに居住するビザを有していなければならない。会社法はまた、2人以上の業務執行者を選任して業務執行者会を設置することも認めている。業務執行者会の権限、設置および運営は、基本定款に規定すべき事項である。株主が20人を超える場合、業務執行者を監督する監督委員会を選任する必要がある、同委員会は業務執行者に対して助言し、帳簿・記録を検査し、またその事業所における活動の調査を認めるよう、要請することができる。

LLC は少なくとも年に一度、会社の事業年度の終了から 4 カ月以内に株主総会を開催しなければならない。各株主は、LLC において有する資本の割合に応じた数の議決権を有する。普通決議は単純多数をもって行うが、以下の事項などに関する一定の決議については、LLC の資本の 75%による承認を要する。

- 基本定款の修正
- 会社の株式資本の増加または減少
- 会社の解散

### 合弁事業会社(第 68 条会社)

第 68 条会社は公開株式会社で、政府または公共機関と 1 人以上の外国投資家との合弁事業である。第 68 条会社には会社法の規定が適用されず、基本定款に別段の定めがある場合を除き、基本定款の内容によって規律される。

一般的に、外資保有規制は第 68 条会社にも適用されるが、一定の状況においては、閣僚評議会の承認をもって例外が認められる場合もある。

### 支店

一般的に、外国会社は政府機関との契約を履行するために必要がある場合にのみ、カタールにおいて支店を設置することが認められている。支店は契約期間を通じて事業を行うことができるが、契約が完全に履行されたか、終了したときには、閉鎖されなければならない。これ以外の場合には、商業・貿易大臣の承認をもってのみ支店の設

置が可能であり、このような承認は、支店がカタール国の経済と発展に対する投資を代表するものである場合に付与される。

支店の設置が承認された場合、支店はその「親」たる会社から独立した法人格を有さない。なお、他の GCC 諸国とは異なり、外国会社がカタールに支店を設置する際には、「国民たる代理人」(またはスポンサー)を任用する必要がない点に留意すべきである。

### 駐在員事務所

外国会社は、駐在員事務所を通じて、現地市場との窓口となったり、同社の商業代理店のネットワークをはじめ他の商業的関係を監督したりするための事業体を設置することができる。駐在員事務所は、外国の親会社が直接契約を締結できるように、外国の親会社の製品やサービスを売り込むことが認められているが、駐在員事務所が自ら契約を締結したり、利益を得たり、そのサービスについて請求書を発行したりすることはできない。

### 外国投資規制

外国投資法 (Foreign Investment Law、2000 年法第 13 号) は、外国投資家がカタール国民を投資のパートナーとして、同パートナーに資本の 51% 以上を保有させている場合に限り、すべての業種に対して投資をすることができる旨を定めている。ただし、外資保有規制に対する例外として、外国資本による 100% 以下の保有が認められている業種もある。対象となる業種は、以下のとおり。

- 農業
- 工業
- 医療
- 教育
- 観光
- 天然資源の利用・開発
- エネルギー
- 鉱業
- コンサルタント・サービス
- 技術および情報技術
- 文化、スポーツおよびエンターテインメント・サービス
- 物流サービス

このような例外を許可するか否かは、商業・貿易大臣の裁量に委ねられている。また、公共の利益に適うとされ、政府の承認があれば、政府機関が外国会社と直接契約を締結することが認められる場合もある。

GCC 諸国の国民も同じ外国投資規制に服するため、承認がない限りカタール法人の資本の多数を保有することはできない。

代理行為法 (Proxy Law、2004 年法第 25 号) は、カタール国民や外国投資家が外資保有規制を回避し、またはカタール国民を商業ライセンスのための「隠れ蓑」として利用することによって、外国人がカタール当局にて登録を受けずに商業活動に従事することを可能にするような内密の取り決めの締結を防ぐことを目的としている。

同法によれば、人または法人が、外国人がカタール国民の名称、ライセンスもしくは商業登記の利用またはその他の方法により、カタール法に従わずに商業・経済・職業活動に従事していることを隠匿した場合、刑事犯罪を構成するとしている。また、外国人がカタール法により認められている業種以外で、またはカタール法に従わずに商業・経済・職業活動に従事することも罪となる。この例として、商業代理や不動産仲介業など、一部の業種はカタール国民のみ従事できるようになっていることが挙げられる。

代理行為法の違反に対しては、罰則として一年以下の禁固刑および／または罰金刑が定められており、同法はカタールで積極的に執行されている。今日までにカタールで立件された例を見ると、カタール国民が商業ライセンスを取得した上で、一定の報酬と引き換えに事業の運営を外国人に引き継がせたものが重点的に取り上げられている模様である。カタール国民は、その所得について課税されないため、外国投資家はこの方法により課税を回避することができる。

代理行為法はまた、外国投資家がカタールで合法的に設立された会社に対する支配力を強化するために採用し得る定款の構成にも影響する。外国投資家が代理行為法の規制の影響を適法に軽減しようとする場合には、適切な法的助言を得るべきである。

#### *外国人労働者とカタール国民の雇用*

カタールは、外国人の従業員の入国に関連して、スポンサー制度を運用している。カタールで合法的に仕事に従事し、同国に居住するためには、現地で設立された法人またはカタールに居住する権利を有する個人がスポンサー（例えば、外国人従業員の被扶養者のスポンサー）とならなければならない。

外国人従業員がカタールから出国する際には、出国ビザを取得しなければならない。これは、従業員が未払いの債務を残したまま雇用主から逃亡することを防ぐための措置であり、休暇などで一時的に出国する場合にも必要となる。なお、外国人従業員が雇用関係の終了によってカタールから出国した場合には、従前のスポンサーが再入国について異議がない旨のレターを提供しない限り、2年間再入国が認められない。

労働法 (Labour Law) は、カタール国民の外国人従業員に優先して雇用される権利を法定している。これは、経済発展の需要に応えるために高い割合の外国人労働者を擁する GCC 諸国において、決して珍しいことではない。

第18条は、カタール国民以外の者は「必要がある場合」にのみ雇用できる旨を定めている。これは、実際問題として、外国人従業員を雇用しようとする会社は、空きのある職位に就くことができる、適切な資格を有するカタール国民がいないことを立証しなければならないことを意味する。外国人に対する労働許可の発行には、労働省 (Labour Department) の承認が必要であるが、当該職務に必要な技術と経験を備え、労働省にて登録した上で求職中のカタール国民がいる場合には、労働許可は発行されない。

カタール政府は、雇用されているカタール国民の割合を全労働人口の 50% にまで引き上げることを目的としたカタール化計画を掲げている。現時点では、業種ごとに雇用されるべきカタール国民の割合の決定は、労働省に委ねられている。また、政府は、カタール国民の教育と訓練に重点的に取り組んでおり、労働法では外国人の専門家や技術者を雇用しようとする雇用主に対して、労働省の定める一定人数のカタール国民に訓練を施すか、または必要な専門知識を得られるよう、一定人数の助手を雇用することの誓約を、義務付けている。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所: Herbert Smith Freehills LLP Dubai)